

ちづくりを進めます。

▼まちづくりの基本原則

- ①住民参加（パブリック・コメント制の導入）
- ②情報共有（地域インターネットの拡充）

③地域自治（地域担当職員制度の導入）

▼協働の地域づくり・まちづくり支援事業

- 2 広域連合・広域連携へのアプローチ

介護保険、国民健康保険、管理部門等について近隣自治体と連携し、広域連合などの制度の活用により、行政の簡素化・効率化を推進します。

- 3 行政パートナー制度の導入

「町民が町を運営する」ことを原則に、町の業務

を有償ボランティアの「行政パートナー」に委ね、

住民と一緒にって効率的でローコストの自立した町政運営を図ります。

4 住民力を高める 人材の育成

「自己決定・自己責任」という主体的な行政運営を、住民と行政の協働で行なうため、人材育成や能力向上により住民力を高めます。

5 新しいコミュニティの育成

ボランティアや有償ボランティア、ボランティアコーディネーター及びNPO等の育成を推進する必要があります。研修会や講座を開催し、育成していきます。

- 6 行政評価制度の確立

事務事業実施の循環過程（マネジメントサイクル）を、行政経営の中にシステムとして確立していきます。

「ほろのべ自律プラン」は、昨年度半年をかけて住民会議の委員の方々が調査検討し、提言くださった「答申書」を反映して、策定いたしました。

今後は、実施計画を策定し、計画にそつて職員取り組み、行政改革推進委員会や町議会、そして町民の皆さんに進捗状況などを報告していきます。

住民・地域・行政の役割分担

自助

～

住 民

自分で出来ることは自分で

共助

～

自 治 組 織

地域の課題は
地域で解決する

まちづくり団体
民 間 企 業

地域づくりの
新たな担い手

公助

～

行 政

まちづくりの
サポート役

また、皆さんからのご意見や、社会情勢の変化などに対応し、毎年計画のなりたい方は、ローリングを行なつてていきます。
住民が安心して、真に豊かで生き活きと、元気になりました地域社会『ほろのべ』を創るため、皆さんの参加とご協力をお願いいたします。

なお、「自律プラン」について詳しく述べる方には、三二または一三四までご連絡ください。
希望がありましたら出前講座でも対応しますので、五名以上のグループでお申し込みください。
総務課自律推進室